

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
がと日には、そ
の休日は、そ
の翌日)

次

目

◇規則 博覧会推進局設置規則(人事課)

鳥取県営病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則(ク)

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則

(医務人事課)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則(ク)

◇企業局管 企業職員等の旅費規程等の一部を改正する企業管理規程(総務課)

理規程

公布された規則のあらまし

◇博覧会推進局設置規則

一 設置(第一条関係)

山陰・夢みなど博覧会の開催に関する事務を処理させるため、本庁に博覧会

推進局(以下「局」という。)を置くこととした。

二 組織及び所掌事務(第二条、第三条関係)

局に推進課を置き、その所掌事務は次のとおりとすることとした。

- 1 山陰・夢みなど博覧会への出展等に関すること。
- 2 関係機関との連絡調整に関すること。
- 3 その他山陰・夢みなど博覧会の開催に関すること。

三 職制(第四条関係)

- 1 局及び課に、それぞれその長を置くこととした。
- 2 1の長の職務を補佐し、長に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、局に次長を、課に課長補佐を置くこととした。
- 3 局の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、局に参事を置くことができることとした。

四 事務分担(第五条関係)

- 1 職員の事務分担は、課長が定めることとした。
- 2 次長又は課長補佐を二名以上置く場合における当該次長又は課長補佐の事務分担は、それぞれ局の長又は当該課の長が定めることとした。
- 五 施行期日等
 - 1 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。
 - 2 所要の調整規定を設けることとした。

◇鳥取県営病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則

一 現業職員の給与に関する規則の一部改正(第一条関係)

- 1 現業職員に支給される特殊勤務手当の種類のうち、病院業務手当を削除することとした。
- 2 紙料の調整を行う者から、病院に勤務する者で一定の要件を満たすもの

- 削除することとした。
- 二 知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正（第二条関係）
- 1 病院事業の管理者の退職手当の受給手続は、知事、副知事又は出納長と同様とすることとした。
 - 2 退職手当金額計算書の様式について整備を行うこととした。
- 三 職員の職の設置等に関する規則の一部改正（第三条関係）
- 知事の事務部局の職員の職のうち、副院长、副看護部長、技師長、理学療法士長及び助産婦を削除するとともに所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 鳥取県収入証紙規則の一部改正（第四条関係）
- 県立看護婦等養成施設の手数料について所要の規定の整備を行うこととした。
- 五 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正（第五条関係）
- 地方公務員法により政治的行為の制限を受ける病院局の職員の職は、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、主幹、院長、副院长、部長、次長、副看護部長及び室長とすることとした。
- 六 鳥取県公報発行規則の一部改正（第六条関係）
- 鳥取県公報の送付先に病院局を加えることとした。
- 七 規則の廃止（第七条、第八条関係）
- 次に掲げる規則は廃止することとした。
- (一) 鳥取県病院事業財務規則
 - (二) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則
- 八 施行期日
- この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。
- ◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 一 本庁に関する事項
- 1 課の再編

人事課と職員厚生課を統合し職員課を設置することとした。
課の内部組織の変更

- (一) 職員課に能率推進室を新設することとした。
- (二) 商工振興課の博覧会準備室を廃止することとした。
- (三) 企業立地課に技術開発室を新設することとした。
- (四) 経営指導課に団体指導室を新設することとした。
- (五) 管理課の技術管理室を企画室に名称変更することとした。
- (六) その他総務課等の内部組織を変更することとした。

二 附属機関に関する事項

1 課の再編等に伴い、庶務担当機関等を変更することとした。

2 地方機関に関する事項

1 地方機関の新設

- (一) 健康福祉センターを新設することとした。
- (二) 鳥取港海友館を新設することとした。

2 地方機関の移管

病院局の設置により中央病院及び厚生病院を病院局に移管することに伴い、病院に関する規定を削除することとした。

3 地方機関の名称の変更

婦人就業援助センターを女性就業援助センターに改めることとした。

4 地方機関の内部組織の変更

東京事務所等の内部組織を変更することとした。

4 その他

所掌事務等について所要の規定の整備を行なうこととした。

5 施行期日等

- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。
- 2 次の規則について所要の改正を行うこととした。

- (一) 鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則

(二) 職員の職務発明等に関する規則
 (三) 鳥取県法令審査会規則

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 麻の出納員に充てる職を次のように改めることとした。(別表第一関係)

機 関	現 行		改 正 後	
	管 理 部 長	商 工 观 光 部 长	總 務 課 長	商 工 观 光 課 長
鳥取県東京事務所				
鳥取県大阪事務所				

二 次の表の上欄に掲げる機関を麻に指定し、その出納員はそれぞれ同表の下欄

に掲げる職にある者をもって充てることとした。(別表第一関係)

機 関	職
鳥取県東部健康福祉センター	総務企画課長
鳥取県中部健康福祉センター	総務企画課長
鳥取県西部健康福祉センター	総務企画課長
鳥取県米子商工劳政事務所	次 長
鳥取県スポーツセンター	次 長

三 出納長をしてその一部を出納員に委任させる事務に、審査基準、標準処理期間等を記載した書面の写しの作成に要する経費に相当する現金の納付に関する事務を加えることとした。(別表第一の二関係)

四 各様式の用紙規格について、所要の規定の整備を行うこととした。

五 前金払ができる経費を定めること等の事務の見直しを行うこととした。

六 1 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

2 四及び五に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

博覧会推進局設置規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

規 則

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

博覧会推進局設置規則

(設置)

第一条 山陰・夢みなと博覧会の開催に関する事務を処理させるため、鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)第三条の規定に基づき、本庁に博覧会推進局(以下「局」という。)を置く。

(組織)
 第一条 局に推進課を置く。

(所掌事務)

第三条 推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 山陰・夢みなと博覧会への出展等に関する事。

二 関係機関との連絡調整に関する事。

三 その他山陰・夢みなと博覧会の開催に関する事。

(職制)

第四条 局及び課に、それぞれその長を置く。

2 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、局に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

3 局の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、局に参事を置くことができる。

(事務分担)

第五条 職員の事務分担は、課長が定める。

2 次長又は課長補佐を二名以上置く場合における当該次長又は課長補佐の事務分担は、

次長の場合にあっては局の長が、課長補佐の場合にあっては課の長がそれぞれ定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、局に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

(他の規則の適用)

2 局の所掌事務等に係る鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第一

十二号）、鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）、鳥取県公有財

産事務取扱規則（昭和三十九年四月鳥取県規則第二十七号）、鳥取県予算規則（昭和

三十九年六月鳥取県規則第三十六号）、鳥取県本府事務決裁規則（昭和四十二年十二

月鳥取県規則第五十七号）及び鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則（昭和四十三年

二月鳥取県規則第十号）の適用については、これらの規則の規定中「部長」とあるのは

「局長」と、「部」とあるのは「局」とする。

鳥取県営病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県営病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

第七条第一項第四号を削り、同条第二項第二号中「及び第四号」を削る。

四 削除

別表第一の二中	
衛生研究所	検査助手
医療助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする	二
職員	二

〔 衛生研究所 検査助手 二 〕 に改める。

(知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 知事等の退職手当の支給に関する規則（昭和三十七年十一月鳥取県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長」の下に「、病院事業の管理者」を加える。

第二条第二号及び第三号並びに第三条中「又は出納長」を「、出納長又は病院事業の管理者」に改める。

第三号様式中「知事、副知事、出納長」を「知事、副知事、出納長、病院事業の管

理書」に、「

出	納	支	掛
月	月	月	円

」を「

出	納	支	掛
月	月	月	円

」と

（職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

事業の管理者に改める。

納	支	月	円
月	月	月	円

（職員の職の設置等に関する規則の一部改正）
第三条 職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「主幹」の下に「・主計員」を加え、同表第二号中「・総括主計員」を削り、「・主計員」を「・専門員」に改め、同表第三号中「・副院長」、「・副看護部長」、「・技師長・理学療法士長」及び「・助産婦」を削る。

（鳥取県収入証紙規則の一部改正）

第四条 鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号(14)を次のように改める。

(14) 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例（平成七年三月鳥取県

条例第四号）第二条の規定に基づく手数料（県立看護婦等養成施設の入学料及び入学選抜手数料に限る。）

別表第一号(31)を次のように改める。

(31) 削除

第五条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「次のとおり」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一 企業局

イ 本局

（1）局長

（2）次長

（3）課長

（4）参事

（5）課長補佐

口 事業所

（1）所長

（2）次長（管理所の次長を除く。）

二 病院局

イ 局長

口 課長（病院局総務課長に限る。）

ハ 主幹

（1）次長

（2）副院長

（3）副看護部長

（4）次長

（5）副院長

（6）副看護部長

（7）次長

（8）副院長

（鳥取県公報発行規則の一部改正）

第六条 鳥取県公報発行規則（平成五年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十四号を第十五号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 病院局

（鳥取県公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の廃止）

第七条 鳥取県営病院事業財務規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第二十二号）は、廃止する。

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の廃止)

第八条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和五十年三月鳥取県規則第二十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、院長、副院長、部長及び次長の職を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第一款 福祉事務所（第三十七条・第三十八条）」

「第一款 健康福祉センター（第三十六条の二・第三十八条の四）」

「第一款の二 福祉事務所（第三十七条・第三十八条）」

「第一款の三 福祉相談センター（第三十八条の二—第三十八条の四）」

「第一款の二 福祉相談センター（第三十八条の二—第三十八条の四）」

「第一款の二 介護実習普及センター（第三十八条の二—第三十八条の四）」

八条・第四十九条

「第一款の二 介護実習普及センター（第三十八条の二—第三十八条の四）」

「第一款 病院」を「第六款 軽費老人ホーム（第四十

軽費老人ホーム（第四十八条・第四十九条）」を

「第六款 軽費老人ホーム（第四十

第六款の二 介護実習普及センター（第三十八条の二—第三十八条の四）」

に、「第一款 病院」を「第六款 削除」

に、「第一款 健康福祉センター」を「女性就業援助センター」に、「第一款 港湾事務所

に、「第一款 港湾事務所（第三十六条の二—第三十六条の四）」を

「第一款 港湾事務所（第三十六条の二—第三十六条の四）」を

「第一款 港湾事務所（第三十六条の二—第三十六条の四）」を

「第一款 第百五十六条の二—第百五十六条の四）」

に改める。

「第一款 第百五十六条の四）」

に改める。

第六条の表総務部の総務課の項目「企画係」を「企画公聴係」に改め、「企画公聴係」

人事課	人事係・給与係・行政管理係
職員厚生課	管理係・厚生係・健康管理係・福祉係

職員課	管理係・人事係・給与係・福利厚生係・共済係・能率推進室
財政課	企画係・納稅管理係・課税係・自動車税係

職員課	管理係・人事係・給与係・福利厚生係・共済係・能率推進室
財政課	企画係・直税係・間税係・自動車税係

財政課	財政係・主計員
税務課	企画係・直税係・間税係・自動車税係

指導係・計量	に改め、同表農林水産部の経営指導課の項中「農協指導係」及び「物産係」を
能力開発係	に改め、同表農林水産部の経営指導課の項中「農協指導係」及び「物産係」を

に改め、同表総務部の国際課

農業共済係

を削り、「専門技術員室」の下に「団体指導室」を加え、同表土木部の管理課の項中「技術管理室」を「企画室」に改める。

第七条総務課の項第八号中「收受」を「受領」に改め、同条人事課の項中「人事課」を「職員課」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 行政運営の改善に関する事項

第七条職員課の項中第九号を削り、第十号を第十六号とし、第八号の次に次の七号を加える。

- 九 職員の衛生管理に関する事項。
- 十 恩給（旧軍人及び旧軍属関係を除く。）並びに退職年金及び退職一時金に関する事項。
- 十一 職員住宅に関する事項。
- 十二 地方職員共済組合の業務に関する事項。
- 十三 職員の互助会に関する事項。
- 十四 公務災害補償に関する事項。
- 十五 職員の自動車事故に係る損害賠償に関する事項。
- 十六 第七条職員課の項に次の二号を加える。
- 十七 その他人事管理及び職員の厚生福利に関する事項。
- 十八 第七条職員厚生課の項を削る。

商工振興課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

中小企業課	企画係・経済交流係・団体
開発課	企画係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
開発課	企画係・金融係

博覧会準備室	企画係・金融係
係・観光係・物産係	企画係・金融係
開発係	企画係・金融係
倉吉分室	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設
企業立地課	企画係・金融係

開発課	総務係・経済交流係・団体

<tbl_r cells="2" ix="1" maxcspan="1" maxrspan="1"

平成7年3月28日 火曜日

鳥取県公報

」に改め、同条長寿社会課の項に次の一号を加える。

十二 介護実習普及センターに関すること。

第九条医務薬事課の項第六号中「病院、」を削る。

第十一条商工振興課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 経済振興の拠点となる施設の整備に関すること。

第十一条商工振興課の項第四号及び第五号を次のように改める。

四 中小企業等協同組合及び商工組合に関すること。

五 商工団体に関すること。

第十一条商工振興課の項第七号中「、工業試験場、商工劳政事務所及び食品加工研究所以」を「及び商工劳政事務所」に改め、同条中小企業課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条観光物産課の項第四号中「観光事業団」を「観光事業団体」に改め、同項中第七号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 物産振興団体の育成及び指導に関すること。

第十二条観光物産課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 観光物産振興の拠点となる施設の整備に関すること。

第十三条企業立地課の項に次の四号を加える。

五 工業技術の振興に関すること。

六 エネルギー対策に関すること。

七 発明考案に関すること。

八 工業試験場及び食品加工研究所に関すること。

第十四条労政・能力開発課の項第五号中「婦人就業援助センター」を「女性就業援助センターハウス」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号の次に次の一号を加える。

五 女性労働に関すること。

五 かに博物館の建設の推進に関すること。

第十三条管理課の項第十一号中「部内技術の連絡調整」を「土木に関する施策の企画及び技術の調整」に改め、同条道路課の項第五号中「指導監督」を「業務」に改め、同条港湾課の項第六号中「港湾事務所」の下に「及び鳥取港海友館」を加える。

第十八条の表鳥取県特別職報酬等審議会の項から鳥取県公務災害補償等審査会の項までを次のように改める。

鳥取県特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年七月鳥取県条例第五十三号）第二条の規定による議会の議員の報酬の額及び知事の給料の額についての諮問に対する答申に関する事務	鳥取県特別職報酬等審議会
---	--------------

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例（昭和三十一年三月鳥取県条例第二号）第一条の規定による研修所の運営についての審議に関する事務	鳥取県自治研修所運営審議会
---	---------------

鳥取県公務災害補償等認定委員会	鳥取県公務災害補償等認定委員会
-----------------	-----------------

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十八条の規定による実施機関が行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他の補償の実施についての不服申立ての審査に関する事務	議会
---	----

第十八条の表中

鳥取県立病院運営審議会	鳥取県立病院運営審議会条例（昭和三十九年七月鳥取県条例第五十三号）第一条の規定による県立病院に関する調査審議に関する事務
-------------	--

<p>十一年十月鳥取県条例による同法によりその権限を有する事務</p> <p>二第二項の規定による同法によりその権限を有する事務</p> <p>事項の調査審議及び医療を提供する体制の事項の調査審議に関する事務</p> <p>業振興対策審議会の項から鳥取県大規模小売店舗審議会の項までを次のように改める。</p>	<p>院事業の健全な運営に医療を提供する体制の事務</p> <p>鳥取県医療審議会</p> <p>に改め、同表鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例(昭和二十八年四月鳥取県条例第二十七号)第一条及び第二条の規定による中小企業の堅実な振興についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務</p> <p>鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例(昭和二十八年四月鳥取県条例第二十七号)第一款を加える。</p>	<p>「鳥取県医療審議会」を「鳥取県大規模小売店舗審議会条例(昭和五十四年三月鳥取県条例第五号)第一条の規定による小売店舗審議会」に改める。</p> <p>第三十六条の二 健康福祉センターを次のとおり置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名 称</th><th style="text-align: left;">位 置</th><th style="text-align: left;">管 轄 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東部健康福祉センター</td><td>鳥取市</td><td>鳥取市、岩美郡、八頭郡</td></tr> <tr> <td>鳥取県中部健康福祉センター</td><td>倉吉市</td><td>倉吉市及び気高郡</td></tr> <tr> <td>鳥取県西部健康福祉センター</td><td>米子市 及び日野郡</td><td>米子市、境港市、西伯郡</td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県東部健康福祉センター	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡	鳥取県中部健康福祉センター	倉吉市	倉吉市及び気高郡	鳥取県西部健康福祉センター	米子市 及び日野郡	米子市、境港市、西伯郡
名 称	位 置	管 轄 区 域												
鳥取県東部健康福祉センター	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡												
鳥取県中部健康福祉センター	倉吉市	倉吉市及び気高郡												
鳥取県西部健康福祉センター	米子市 及び日野郡	米子市、境港市、西伯郡												

<p>第三十六条の二 健康福祉センターに総務企画課を置き、同課に庶務係を置く。</p> <p>(内部組織及び所掌事務)</p>	<p>中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の規定により事業協同組合等が締結する団体協約に関する重要な事項の調査審議に関する事務</p>
<p>第三十六条の三 健康福祉センターに総務企画課を置き、同課に庶務係を置く。</p> <p>第三十六条の三 健康福祉センターに総務企画課を置き、同課に庶務係を置く。</p>	<p>第三十六条の三 健康福祉センターに総務企画課を置き、同課に庶務係を置く。</p>

き、部の事務を分掌させるため、それぞれ第三欄に掲げる課及び第四欄に掲げる係を置く。

鳥取県西部健康福祉センター		鳥取県中部健康福祉センター		鳥取県東部健康福祉センター		福社部	
保健環境部	福社部	保健環境部	福社部	保健環境部	福社部	保健予防課	福社課
保健課	福社課	生活環境課	保健予防課	保健衛生課	総務課	保護課	福社課
保健予防課	福社課	生活環境課	保健予防課	保健衛生課	総務課	保護課	福社課
食品衛生係・衛生指導係・生活 者福祉係・母子福祉係	地域福祉係・障害福祉係・高齢 者福祉係・母子福祉係	食品衛生係・環境保全係・試験検査 係	普及係・予防係・保健第一係・保健第二係 係	衛生係・指導係	衛生係・環境保全係・試験検査 係	普及係・予防係・健康増進係 係	者福祉係・障害福祉係・高齢 者福祉係・母子福祉係

3

総務企画課及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。
 - 二 保健及び福祉についての総合相談窓口に関すること。
 - 三 保健及び福祉関係職員の研修の企画調整に関すること。
 - 四 保健及び福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - 五 地域保健医療計画及び老人保健福祉計画の推進に関すること。
 - 六 社会福祉統計、人口動態統計及び衛生統計に関すること。
 - 七 その他部の所掌に属しない事項に関すること。
 - 八 庶務に関すること。
- 福祉部、保健環境部、郡家地域保健環境部及び根雨地域保健環境部
保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関すること。
- 第三十八条第一項の表を次のように改める。

鳥取県西部福祉事務所		鳥取県東部福祉事務所		福社部	
保護課	福社課	保護課	福社課	保護課	福社課
保護第一係・保護第二係	地域保健係	保護第一係・保護第二係	地域福祉係・障害福祉係・高齢 者福祉係・母子福祉係	保護第一係・保護第二係	地域福祉係・障害福祉係・高齢者福 祉係・母子福祉係

根雨地域保健環境部	生活環境課	衛生係・環境保全係・試験検査 係
保健衛生課	総務課	衛生係・指導係

第三十八条第二項中総務課の項を削り、同条第一項福祉課の項中第六号を第十五号とし、第二号から第五号までを九号ずつ繰り下げ、第一号を第十号とし、同号の前に次の九号を加える。

一 社会福祉施設に関すること。

二 救済援護に必要な物資に関すること。

三 災害救助に関すること。

四 同和事業に関すること。

五 消費生活協同組合に関すること。

六 民生委員に関すること。

七 青少年の健全育成に関すること。

八 戦傷病者の更生援護に関すること。

九 未帰還者留守家族等の援護に関すること。

第十九条第二項中福祉課の項に次の一号を加える。

十六 その他社会福祉に関すること。

第四章第四節第六款の次に次の一款を加える。

第六款の二 介護実習普及センター

(名称及び位置)

第四十九条の二 鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例(平成五年十月鳥取県条例第二十六号)第二条の規定により設置された介護実習普及センターの名称及び位置は、次のとおりである。
鳥取県立介護実習普及センター 鳥取市

(所掌事務)
第四十九条の三 介護実習普及センターは、高齢者の介護に関する県民の意識及び能力の向上並びに福祉用具の普及を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

一 高齢者の介護に関する意識の啓発に関すること。

二 高齢者の介護に関する知識及び技術の普及に関すること。

三 福祉用具の普及に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、高齢者の介護に関する県民の意識及び能力の向上並びに福祉用具の普及を図るために必要な業務に関すること。

第七十一条の三第一項の表を次のように改める。

鳥取県鳥取保健所	保健予防課	普及係・予防係・健康増進係・地域保健係
鳥取県郡家保健所	保健衛生課	食品衛生係・衛生指導係・生活衛生係
鳥取県倉吉保健所	保健予防課	・環境保全係・試験検査係
鳥取県米子保健所	生活環境課	衛生係・指導係
鳥取県根雨保健所	保健予防課	普及係・予防係・健康増進係・地域保健係
鳥取県立介護実習普及センター	総務課	食品衛生係・衛生指導係・生活衛生係
	保健衛生課	・環境保全係・試験検査係
		・環境保全係・試験検査係

第七十一条の三第一項中「及び衛生課の所掌事務並びに保健衛生の試験検査及び研究に関する事務」を「の所掌事務(第一号から第五号までの事務を除く)及び生活環境課の所掌事務」に改め、同項総務課の項を削り、同条第一項保健予防課の項第十一号中「保健向上」を「他課の所掌に属しない公衆衛生」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十号を第十五号とし、第一号から第十号までを五号ずつ繰り下げ、第一号を第

六号とし、同号の前に次の五号を加える。

- 一 医療法及び薬事法の施行に関すること。
- 二 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者の身分及び業務に関すること。
- 三 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。
- 四 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。
- 五 衛生教育に関すること。

第七十一条の三第二項衛生課の項中「衛生課」を「生活環境課」に改め、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 保健衛生の試験検査及び研究に関すること。

第七十一条の三第二項に総務課の項として次のように加える。

総務課

- 一 医療法及び薬事法の施行に関すること。
- 二 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者の身分及び業務に関すること。
- 三 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。
- 四 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。
- 五 衛生教育に関すること。
- 六 庶務に関すること。

第四章第四節中第十六款を次のように改める。

第十六款 削除

第七十一条の四から第七十一条の六まで 削除

第七十一条の七を次のように改める。

(名称及び位置)

第七十一条の七 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例 (平成七年三月鳥取県条例第四号) 第一条の規定により設置された看護婦等養成施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立鳥取看護専門学校	鳥取市		
鳥取県立倉吉総合看護専門学校	倉吉市		

第四章第六節中「第五款 婦人就業援助センター」を「第五款 女性就業援助センターハー」に改める。

第九十九条中「婦人就業援助センター」を「女性就業援助センター」に改め、同条の表中「鳥取県婦人就業援助センター」を「鳥取県女性就業援助センター」に改める。

第一百条中「婦人就業援助センター」を「女性就業援助センター」に、「婦人」を「女性」に改める。

第一百七条第一項の表鳥取県米子地方農林振興局の地域整備課の項中「調査係」の下に「・フラワー・パーク係」を加え、同条第三項地域整備課の項に次の一号を加える。

九 フラワー・パークの建設に関すること(米子地方農林振興局に限る。)

第一百七条第三項林業振興課の項中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 とつとり出合いの森の建設に関すること(鳥取地方農林振興局に限る。)

第一百四十五条中「経営科、造林科、育種科及び保護科」を「森林造成研究室、林業生産研究室、森林管理研究室及び木材加工研究室」に改める。

第一百五十五条の見出しを「(名称、位置及び管轄区域)」に改め、同条の表以外の部分を次のように改める。

鳥取県土木事務所設置条例(平成七年三月鳥取県条例第五号)第一条の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

第一百五十六条の表鳥取土木事務所の項及び郡家土木事務所の項中

用	地
用	地
用	地

道路用地係・河川用地係

を

用 地 課

に改め、同表倉吉土木事務所の項中「用 地 課 道路用地係	・河川用地係
に改め、同表米子土木事務所の項及 び根雨土木事務所の項中「用 地 課 道路用地係・河川用地係	建築係・營繕係
に改め、同表第二項維持管理課の 項第五号中「業務監督」を「業務」に改め、同条第二項工務第一課の項第六号中「、米 子土木事務所及び根雨土木事務所」を「及び米子土木事務所」に改め、同条第二項建築 課の項第三号及び第五号中「及び倉吉土木事務所」を削り、同条第三項中工務第二課の 項に次の一号を加える。	用 地 課
五 公共下水道過疎代行事業に係る工事の調査、設計、施行及び指導監督に関するこ と。 第一百五十六条の二を次のように改める。 (名称、位置及び管轄区域)	用 地 課 道路用地係・河川用地係
第一百五十六条の二 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成七年三月鳥取県条例 第六号)第一条の規定により設置された港湾事務所の名称、位置及び管轄区域は、次 のとおりである。	用 地 課

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取港湾事務所	鳥取市	鳥取港及び田後港の区域

第一百五十六条の三中「鳥取港及び田後港に係る」を削り、第七号を八号とし、第六号
の次に次の一号を加える。

七 鳥取港海友館の管理に関すること。 第四章第八節中第百五十六条の四の次に次の二款を加える。 第三款 鳥取港海友館	名 称	位 置
(名称及び位置)	鳥取県立鳥取港海友館	鳥取市
(所掌事務)		
第一百五十六条の六 鳥取港海友館は、港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発 展に資するための事務を所掌する。		
第一百五十七条第二項中「(病院にあつては、副院長)」、「(病院にあつては、事務 部)」及び「(病院の看護部に副看護部長及び婦長を)」を削る。		
附 則		
(施行期日)		
1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。 (鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部改正)		
2 鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則(昭和四十三年一月鳥取県規則第十号)の一 部を次のように改正する。 第三条第三項中「人事課長、職員厚生課長」を「職員課長」に改める。 (職員の職務発明等に関する規則の一部改正)		
3 職員の職務発明等に関する規則(昭和五十二年六月鳥取県規則第四十号)の一部を 次のように改正する。 第十五条第三項中「人事課長、職員厚生課長」を「管財課長、職員課長」に改め、 同条第六項中「職員厚生課」を「管財課」に改める。 (鳥取県法令審査会規則の一部改正)		

4 鳥取県法令審査会規則（平成五年二月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号を次のように改める。

三 職員課長

第四条中「広報文書課」を「総務課」に改める。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「代表者の氏名」を「代表者の職及び氏名」に改め、同条第三号中

「代表者等の氏名」を「代表者等の職及び氏名」に改める。

第七十七条の見出しを「（前金払のできる経費及び限度額）」に改め、同条中「限度額は、」の下に「知事が別に定めるものを除くほか、」を加え、同条を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

前金払をすることができる経費は、令第百六十三条第一号から第七号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 保険料

二 講習会等の受講に要する経費

第一百三十七条中「から第百二十九条」を「及び第百二十八条」に改める。

（混合支払の場合の証拠書類）

第一百四十二条 一の請求書等で数科目から支出する場合の書類の整理は、支出仕訳書又は支出負担行為兼支出仕訳書の一に請求書等を添付するとともに他の支出科目及び支出金額を付記し、他の支出仕訳書又は支出負担行為兼支出仕訳書には請求書等が添付される支出仕訳書又は支出負担行為兼支出仕訳書の科目を記載しなければならない。

2 前項の規定は、数科目から支出した経費に係る資金前渡（概算払）精算書に領収書を添付する場合についてこれを準用する。

第一百五十三条中「五日」を「十日」に改める。

第一百五十四条中「の結果正当であると認めた」を「を終了した」に改める。

第一百七十二条中「帳簿」の下に「及び帳票」を加え、「帳簿検査済印」を「検査済印」に改める。

別表第一鳥取県東京事務所の項中「管理部長」を「総務課長」に改め、同表鳥取県に改める。

大阪事務所の項中「商工観光部長」を「商工観光課長」に改め、同表中

「鳥取県東部健康福祉センター」

「鳥取県中部健康福祉センター」

「鳥取県西部健康福祉センター」

「鳥取県郡家保健所」

「鳥取県根羽保健所」

総務企画課長

総務課長

に改め、同表鳥取県鳥取保健所の項から鳥取県根雨保健所の項ま

によること。

総務課長

でを削り、同表中「

鳥取県工業試験場 総務課長

様式第十四号から様式第十六号まで、様式第十八号、様式第二十

四号中「(B列5欄)」を削る。

に、

鳥取県工業試験場	管 理 課 長
鳥取県米子商工労政事務所	次 長

鳥取県立博物館	管 理 課 長
鳥取県スポーツセンター	次 長

鳥取県立博物館	管 理 課 長
鳥取県立博物館	次 長

あつた額 内訳書

に改める。

鳥取県立博物館	管 理 課 長
鳥取県立博物館	次 長

あつた額 内訳書

に改める。

別表第一の二の一の表総務課の項中「写し」の下に「の作成並びに公文書館において行う審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導の内容を記載した書面の写し」を加える。
 別表第一の二の二の表福祉事務所の項中「福祉事務所」を「健康福祉センター」に改める。

別表第三中	
5 の戻入	返納金
（現金の戻入のあつたとき。）	現金の戻入の通知のあつたとき。
戻入を要する額	戻入の
内訳書	翌年の
書き	日以

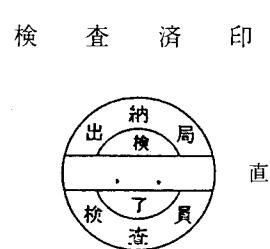
度の五月三十一日以前に現金入りがあり、その通知が六月一後にあつた場合には、かつこ

を
「
5
の戻入

とき。
現金の戻入のあつた

戻入の

様式第47号 (第171条関係)



直径 25mm

検 査 済 印

- 3 この規則による改正前の鳥取県会計規則の規定により行われた手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の鳥取県会計規則の相当規定によって行われたものとみなす。
- 2 この規則による改正前の鳥取県会計規則の規定により行われた手續その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の鳥取県会計規則の相当規定によって行われたものとみなす。
- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

備考 検査済印は、帳簿又は帳票の所定の箇所に押印することとし、検査員はその私印を側印すること。

に改める。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

「企業職員等」を「企業局企業職員等」に改める。
第二条中「企業職員等」を「企業局企業職員等」に改める。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局設置規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表会計課の項中「・資金管理係」を削る。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

企業職員等の旅費規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

題名中「企業職員」を「企業局企業職員」に改める。

第一条中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に、「企業職員」を「企業局企業職員」に改める。

第二条中「企業職員」を「企業局企業職員」に改める。

第五条の二第一項第三号中「国家公務員等退職手当法施行令」を「国家公務員退職手当法施行令」に改める。

第十九条中「企業職員」を「企業局企業職員」に改める。

この企業管理規程は、平成七年四月一日から施行する。

附 則

この企業管理規程は、平成七年四月一日から施行する。

題名中「企業職員等」を「企業局企業職員等」に改める。

第一条中「企業職員等の旅費規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第四号）」の一部を次のように改正する。

第一條中「企業職員等」を「企業局企業職員」を「企業局企業職員及び企業局企業職員」に、